

特定非営利活動法人の認証後未登記団体への対応方針

徳島県知事から特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第12条第1項の設立の認証を受けたにもかかわらず、法第13条第1項に規定する設立の登記をしない団体に対しては、原則として、次のとおり対応するものとする。

（代表者への督促）

- 1 設立の認証を受けた日から2月を経過しても法第13条第2項で定める設立登記完了届出書の提出がない場合、当該団体の代表者（以下「代表者」という。）に対して、書面により督促する。

なお、督促書は、代表者の住所又は居所に送付するものとする。

（再度の督促）

- 2 1の通知後、1月を経過してもなお設立登記完了届出書の提出がない場合、代表者に対し、再度、書面により督促する。この場合、期日までの提出がない場合には、設立認証の取消し手続を開始する旨、書面に記載するものとする。

なお、督促書は、代表者の住所又は居所に送付するものとする。

（設立登記の確認）

- 3 設立の認証があった日から6月を経過しても、なお、設立登記完了届出書の提出がない場合、管轄する登記所において設立の登記の有無を確認する。

（設立認証の取消し）

- 4 3により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしていないことが明らかとなった場合は、行政手続法第13条第1項第1号の規定に基づき、聴聞を行う。その手続については、行政手続法及び聴聞規則（徳島県規則第49条）で定めるところによる。

聴聞において合理的な回答がなされなかった場合、法第13条第3項の規定による設立認証の取消しを行う。

（県民への情報の提供）

- 5 法第13条第3項の規定による設立の認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、県のホームページにおいて、県民に対し情報提供するものとする。

- （1）団体の名称及び主たる事務所所在地
- （2）認証の取消日
- （3）認証取消しに至った理由

（認証書の返還）

- 6 法第13条第3項の規定による設立の認証の取消しを行った場合、法第12条第1項の設立の認証に係る書類（以下「設立認証書」という。）を当該団体が保有しているときは、代表者に対して、設立認証書の返還を命じるものとする。

附 則

この基準は、令和3年9月8日から施行する。